

## ○安土町隣保館設置条例

(昭和44年3月31日)  
条例 第20号

### (目的)

第1条 同和およびその近隣地域の住民の対象として、生活改善、教養文化および社会福祉の増進をはかるため隣保館を置く。

### (名称および位置)

第2条 隣保館の名称および位置は、次のとおりとする。

安土町立さつき会館 安土町大字桑実寺字奥場173番地

### (事業)

第3条 第1条の目的を達成するためおおむね次の事業を行う。

- (1) 生活相談および生活改善指導に関すること。
- (2) 保健衛生および社会福祉事業に関すること。
- (3) 社会教育および図書閲覧に関すること。
- (4) 青少年の指導育成に関すること。
- (5) 社会調査および研究に関すること。
- (6) その他町長において必要と認めた事業

### (使用の許可)

第4条 隣保館を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可について管理上必要な条件を付することができる。

### (使用の不許可)

第5条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物または器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他町長が不適当と認めるとき。

### (使用許可の取消し)

第6条 町長は次の各号の一に該当するときは、使用を停止し、または使用の許可を取消すことができる。

- (1) 使用の許可条件に違反したとき。
- (2) その他管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生ずることがあつても町は、その賠償の責め

## 第8編 厚生（隣保館設置条例）

を負わない。

（使用料）

第7条 使用料は無料とする。

（原状回復の義務）

第8条 使用者は、その使用を終つたとき（使用許可の取消し、または使用停止を命ぜられたときを含む。）は、ただちに職員の指示に従い設備その他を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長において原状に復し、これに要した費用を使用者から徴収する。

（使用者の責任）

第9条 使用者が施設または器具等をき損し、または亡失したときは、なにびとの行為であるかを問わず町長の認定に基づいてこれを原形に復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、町長においてやむを得ない事由があると認めるとときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

（運営委員会の設置）

第11条 隣保館の円滑な運営をはかるため、町長の附属機関として安土町隣保館運営委員会を置く。

（委員）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日より施行する。